

Title	静岡縣下の一庶民史料：東海道薩埵の山論
Sub Title	Unpublished materials on the boundary disputes in the Tokugawa period of Mt. Satta in Suruga province (now Shizuoka prefecture)
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.26, No.3/4 (1953. 6) ,p.126(272)- 151(297)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0126">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0126</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 静岡縣下の一庶民史料

— 東 海 道 薩 埵 の 山 論 —

武 田 勝 藏

終戦後、都市は勿論のこと、山村農村漁村に残存する貴重な庶民史料が、日一日と失なわれて行くことを惜んで、これが蒐集整理保存が叫ばれ、東京都を始め各地に、これを目的とする史料館等が設けられたことは、學界のみならず邦家の爲め寔に敬賀すべきである。

静岡縣清水市の東海大學文學部史學科では、前記の事業に協力の意味と學生の古文書研究のため、同市を中心とする附近の庄屋等の家系を有する舊家を探訪している。先日、筆者も亦、行を共にして興津町八木間の舊八木間村庄屋佐野重治氏宅を訪問したところ、慶長初年より明治初年頃に至る法度、檢地水帳、割付帳、御觸書、廻狀留、村中議定判帳、村境争の覺書、御用金留、繪圖其他多數の古文書古文記録が數箱に鄭重に保存されている。仍て茲に佐野家の庶民史料の一斑を紹介の意味で、昔も今も東海道旅行者に知られてゐるあの薩埵、埵の山についての出入（山論）に關する古文書を掲記する。然しこの古文書も完全に揃つてはいないので寛永十七年の山論について其の前後の山論文書を参照して一文を記し、蛇足乍ら掲記の古文書の手引に供し度い。

さてこの薩埵山は、東海道五十三次の一宿場として知られて以來、今なお繁榮している興津町に屬し、道中の旅客の目を常に喜ばせる『薩埵峠の富士』の眺望のところである。この山は古來、海道の要所で、戰國時代に武田信玄が上洛の野心を抱いて、この地に軍を進めて、今川氏眞や北條氏康氏政との間に攻防の戰場となつて以來、明治初年頃まで附近の村落はこの山の歸屬に就いて度々と爭論を繰返していた。この薩埵山の麓には薩埵と洞と兩村落があり、海岸の洞村はその昔、海道の難所で、もと『親不知』とも呼ばれ、明曆元年九月朝鮮の信使來聘の節、山の中腹に山道を開き新に街道を設けた程である。現在この洞村は薩埵村と興津宿を中心とする數ヶ村と共に明治二十年四月合併して今日の興津町の一部となつている。洞村は古來、撈漁製鹽で渡世し、徳川時代には油比の助郷として興津川の川越人夫や公用飛脚の役を果していた蒲原領の一寒村であつた。このため山一つあなたの駿府領八木間村とに、生活上、地形上、常に『薩埵の山論』を繰返していたものと見える。

この山論について佐野家の古文書によると、慶長十九年、元和年間、寛永十七年、承應三年等と明かに數えることが出来るが、茲に紹介するのは寛永十七年（一六四〇）に發端した徳川將軍家光治世のものを主とする。お断りしておくが、事件の發端は極めて小事ではあるが、これが如何に發展し、また如何な経過で落着いたかが、極めて興味ある研究課題となるのである。課題と云うのは、今のところ各年の山論史料が完備せず、一部分づつ片鱗として保存され、然も各史料は、夫々相い關聯をもつからである。

さて寛永の山論は、同十七年九月八日洞村の人が製鹽の焚物として薩埵山に入込んで草木を刈取つていたところを、生憎と八木間村の人達に發見され、同山は八木間村のものであるとの理由で、八木間村の人は無理に洞村の人の手から

鎌を取上げた。これは當時の習慣として盜伐や盜刈のときは其の現行犯の證據品として相手の斧鎌の類を取上げることになつてゐる。こゝに於て洞村よりは早速に八木間村に其の不當を掛合つたところ、一向に相手にしてくれぬ。そこで十月二十二日訴狀を認めて、慶長十九年と元和年間との先例を擧げて代官安藤彌兵衛に訴出でた。

然るに代官の裁決さばきが抄らないので、同地が天領でもある關係上、洞村の代表者は同年十二月江戸に出で、幕府に哀訴したところ、勘定奉行所の係間宮彦次郎は更に代官所に訴訟するよう諭示したので、洞村より代官の手代川北久左衛門訴狀を差上し、度々其の裁決を願ひ出でたところ、一應双方代表が呼出されて尋問の上、追つて現地檢分の上裁決するとして、前回と同様に少しも進捗しない。それで洞村は翌十八年三月二十六日正式に幕府に訴狀を差出した。幕府の奉行所ではこれを受領し、係奉行間宮彦次郎・一色忠次郎は直に其の訴狀に裏書連署して八木間村にこの洞村の訴狀(目安)に對して陳狀を認めて村の代表者の參府を指令した。

こゝに於て八木間村では、奉行の間狀(指紙)に對して陳狀(返答書)に、薩埵山は村の先祖以來のもので八木間村高内にあり、その雜草は推肥用として使用し來たことが檢地水帳には記され、慶長十九年彦坂九兵衛代官時代に同様な出入の節、水帳によつて八木間村のものと同定められて其の代官の證文もあり、更に元和年間の場合には代官小林彦五郎は郷廻の節、實地見分して八木間村のものと裁決があつた。然るに今次寛永十七年八月洞村の衆は同山に新道を設け、更に九月八日盜刈したので其の現状を取押えて鎌を取上げたものと縷々認めて名主組頭一同連署で江戸に申出でた。

こゝに於いて事件は簡單に解決の望なく、月日を費すことゝなつた。間宮、一色兩奉行は七月十七日(○寛永十八年)參府の兩村の代表の云い分を聴取の上、兩奉行連署を以て蒲原駿府の手代達に指令し、兩方の手代一人宛、薩埵筋に出

合い（出張）、且つ其の隣郷近郷の百姓等を召寄せ、現地で兩村の主張を聞き取り、更に立合の各村百姓等より盜蒞りの眞偽を確めた上、一同より證言の手形（誓書）を取るように、その手形の下書（サンプル）まで添えている。<sup>(4)</sup>

因にこの手形下書の寫は、今のところ見當らないので、其の形式を詳細に難いが、恐らく起請文まがいのものであつたことは、次回の承暦三年出入の節、その後、兩村が差出した明暦二年の手形によつて推察される。<sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>

七月二十四日間宮の手代中村藤左衛門、一色の手代黒河吉兵衛の兩人は態々薩埵山の現地に出張し、指令通り薩埵村を始め隣郷近郷の八ヶ村の庄屋組頭を招集して事件の真相を尋問のところ、何れも、洞村の者が山に入り、八木間村のものから鎌を取上げられた事實を證言して、これを手形（證言書）に認め一同これに連署捺印し、特に薩埵村代表庄屋彦左衛門は『前々より薩埵山へ洞衆入不申候共、去年山へ入、草蒞申候故、八木間村より、かまを取申候』と書き入れて捺印した。この薩埵村の證言書入れはこの事件の判定に有力な證據となつたことは云うまでもない。<sup>(5)</sup>

二十六日中村黒河兩手代は間宮一色兩奉行に前述の現地調査報告と前記の八ヶ村の手形を送り、且つ指令通り兩村代表を夫々參府せしめたことを告げている。<sup>(6)</sup>

この事件はこれから佳境に入るのであるが、今次の採訪では、この事件の経過と其の落着に至る迄の古文書も覺書も見當らない。それでこれが如何に裁許（判決）されたかを、後年繰返した山論文書中の片鱗史料で考究すると、この寛永の山論後、十數年の承應三年二月三日に同様な事件で兩村に出入が起り、其の節、洞村から駿府奉行所に差した訴狀の寫がある。<sup>(7)</sup>

この訴狀に對する八木間村の陳狀（〇七月二十二日）の文言の中に、寛永十七年の山論については同十九年三月二十

六日間宮、一色の兩奉行が態々江戸より薩埵山の現地に赴いて、實地見分の上、八木間村の主張を認めて、後日の證據として、この山論に關する彼我兩村の訴陳兩狀並に兩奉行と蒲原駿府の兩手代との往復文書、更に本事件の有力な證言を明記の前記八ヶ村代表の連署手形等を一括して八木間村に渡されたと記してある。

こゝに云う文書は今日まで殆んど全部が八木間村の庄屋であつた佐野家に保存され、筆者もこの史料に據つて記述した譯である。これについて考うべきは事件を隱便に解決する爲めに事更に裁許狀(判決文)の如きものを渡さなかつたものと推察される。それ故に後年の山論の都度、洞村は寛永の山論の節に入會と裁決されたかのように訴狀に主張してもる。若し入會とでもなつたとすれば洞村の訴狀等は洞村に返し與うべきであるのに、八木間村に一切の文書を渡したことは八木間村の主張を認めたことと見てよからう。而してこれを裏書するものは、前記承應の山論の節、駿府奉行神保三郎兵衛が、同役三宅太兵衛に送つた明曆二年、又はその前後の六月六日と思考される書翰中に、

去ル巳ノ年貴様拙者、於駿府申付候通、薩田山之論所、八木間村山ニ相極候間、洞村自今以後、山入間敷旨松平伊豆守殿被仰付候、四年以前洞村差上候目安ニ十五年山入不仕、悉恐之由書上候文書と、又先年間宮彦次郎、一色忠次、近邊八ヶ村之庄屋五人組ニ被申付帳手形ニ八木間山ニ相極申と書上候、此兩様ニ而彌八木間山ニ御極被仰付候

と見え、この巳年は承應二年で、先年は寛永十九年を指し、承應二年に既に關係奉行の一人間宮彦次郎死亡の爲め洞村より山論を蒸返えし入會を主張して駿府奉行所へ訴出た時のものである。それで寛永の山論の延長と見るべきもので、結局山論は發端以來十三年の承應二年に落着したものと見てよからう。猶ほこの駿府に於ける申渡の確かなことは、その書翰中に老中松平伊豆守信綱がこれを確認したことを明記し、更に末文には、これを證明する其節立會役の人名を列

記していることでも判かる。

序に寛永の山論落着の傍證として掲げた前記承應三年二月の新たな山論については、同月六日洞村より駿府奉行所に差出した訴狀の寫がある。<sup>(7)</sup>

更にこれに對する七月二十二日の八木間村の陳狀の控が存し、この中に慶長十九年の山論の時『横田内膳正殿御仕置之書付』を檢地水帳等と共に差出したと見えている。これは、天正十八年豊臣秀吉の小田原陣後、駿府城主となつた村一氏の奉行横田内膳正村詮が命を受けて領内各郷村に出した法度で、『慶長四年六月吉日、庵原郡、右ノ中ノ在所、八木間内薩埵村悉百姓中』とあるもので年貢の割合、夫役、密柑の木、油の木(桐油)等に關する當時の民政についての貴重な史料で、既に他の郷村の一部は學界に知られているが、それとは年貢の割合とか文言等に若干の相違があるので参考として山論史料の末尾に附して置く。<sup>(15)</sup>

また承應の山論開始の翌四年三月二十二日の注意すべき文書がある。その包紙には追記であるが承應四年『薩埵山山論一件勝候に付爲禮小前百姓より刈敷草植付麥蒴共手傳可申一札、太郎右衛門、清左衛門、角左衛門各宛』『嘉永五年迄百五十八年』とあり、三名は村の代表である庄屋と組頭である。筆者が一見したのは承應當時の控であつて原本ではない。然し佐野家文書中には重要な文書には副本が原本と共に一包にされていることから、この原本は誤つて他の包に入れられてあるのかも知れない。この本文内容は外題通りであるが、これによると前年(承應三年)の山論が一時的にも解決した報謝の申合せとも云うべきものか、或は承應の山論はこの後なお引継ぎ双方代表が駿府江戸を往反し、訴陳兩狀が入亂れておるからには、遠く寛永の山論が、前記神保の書翰の通り承應二年に一先ず落着し、更に翌三年に再

度山論が起つた機會に一つは感謝の意、一つは激勵の爲めの百姓一同の決議かも知れない。<sup>(9)</sup>

薩埵山の歸屬は一寒村としての洞村には死活問題であるので、この承應の節も寛永と同様に駿府は勿論のこと江戸にまで訴え出た爲めに、評定所から駿府奉行に従前の申渡(裁決)に拘わらず再調査を命じた明暦元年六月二十六日と思考せられる評定所の安藤右京進始め七名の連署状がある。これは今日云う判決を取消して原裁判所に差戻され審理が最初から遣直しと略ぼ同様に見えて極めて興味ある文書である。<sup>(10)</sup>

翌明暦二年 承應四年  
明暦改元 四月九日八木間村より奉行所に陳狀を差出し、<sup>(11)</sup> 更に奉行所の沙汰で 同年閏四月に 兩村は夫々誓約の手形を差している。<sup>(12)(13)</sup>

かくして、この成行も前回同様に興味を以て見らるべきときに、これに關する史料は時間の都合上、採取し得なかつたので、承應の山論の落着は宿題とし、これで一先ず打切つて、後日に譲り度いと思うが、茲に序で乍ら一の暗示として見逃す事の出来ぬことは、洞村より奉行所に差出した前記の閏四月『指上げ申手形之事』誓約書の原本が八木間村に保存されいること、然も其の裏には別筆で、

右表書之通無御座、籠舎御赫免被遊、手形は此方へ被下候<sup>(13)</sup>  
と記されていることである。

以上は、前書きの通り寛永十七年發端の薩埵山の出入(山論)を前後の古文書で推量し、かく判断したのであるが、要するに徳川時代に於ける村々の境界争論は相當に年月を費し、然も其の裁決は極めて微妙なもので、講談などで聞く『大岡さばき』の如く、手際よく黑白を明かにせず、概ね地方的に片付け、それも一時的な鎮靜藥を投ずる程度のように



なものであつたことが想像され、其のため、如上、山論を數々繰返していたことが判かる。  
幸に若し洞村側の庄屋文書が保存され、この山論紹介を充分に補訂し得る當時の史料があるならば、是非學界の爲め示教に預り度いものである。

終に傳來の古文書等を學界の爲め開放された佐野家に敬謝の意を表すると共に、貴重の庶民史料に永久の保存方法を講ぜられんことを偏にお願いする。(昭和二七・八・一稿)

(1) 原本

乍恐以書付申上候

一薩内山前々より洞村塩やき木ニかり來り申候處ニ去九月八日ニ八木間村之百姓衆多勢□もよをし被參、理不盡にかまを取、山をお□被申候間、八木間村百姓衆へ理申候得者、いよく以來迄も木草からせ間敷由返事被申候儀、一段驚入申候事

一彼山之儀者先規よりかり來申候前ニ貳拾七年以前之寅年(○慶長十九)八木洞村之衆洞村之者えかまを取申付而、彦坂九兵衛様へ(○代官)御訴訟申上候得者、則双方御裁許之上、かまをも御取返し被下、其上前々のことくかり可申由被仰付、寅卯兩年迄無相違かり申候處に、又辰(○元和)ノ三月薩田山之内正川入と申所をふせき申ニ付、又、九兵衛様へ申上候得者、前方仰付候所ニ重而我まゝ仕候由御意被成いよく前々のことくかり可申せふ之御證文を被下無相違只今までかり來り申候事

一洞村之儀者鹽をやきとせいをくり申□彼山かり不申候而者、村中退轉仕候間、前々之通被仰付可被下候事

右之條々双方被召出御尋被成可被下候、委細口上ニ可申上候

辰ノ十月廿二日

洞村

御代官様 (○代官安藤彌兵衛)

新之丞 ○  
總百性 □

(2) 原本

乍恐申上候□

一薩田山之儀者、先規よりかり來り申候處、貳拾八年以前之寅年(○慶長十九)八木洞村之百姓衆洞村之者えかまを取申候付□<sup>ムシ</sup>彦坂九兵衛様(○代官)御訴訟申上候へハ、則双方御裁□<sup>許カ</sup>之上かまをも御取返被下候、其上前々のことくかり可申由被仰付、寅卯兩年者、無相□<sup>違カ</sup>かり申候處ニ、又、辰(○元和二)ノ三月薩田山之内し<sup>(正川)</sup>やうか入と申候處をふせき申候ニ付而、又、九兵衛様へ申上候へハ、前方被仰付候處ニ重而我まゝ仕由御意被成□<sup>ムシ</sup>前々のことくかり可申由被仰付、其上御手形之御訴訟仕候へハ、手形ニ<sup>マ</sup>ますと御意被成、御□<sup>ムシ</sup>之御狀を證文に被下候付而、無相違かり來り申候事

一薩田山前々より洞村之鹽やき木ニかり來り申候處ニ、去ル辰ノ(○寛永十七)九月八日八木間村之百姓衆多勢を催し被參理不盡にかまをとり山をおさへ被申候間、八木間村之百姓衆へことわり申候へハ、彌以來迄も木草からせ申間敷由返事被申候間、驚入、安藤彌兵衛様(○代官)御手代川北久左衛門殿へ前々の通被仰付被下候様ニと度々御訴訟申上候へ共、□<sup>御カ</sup>承引無御座候ニ付而、其上其年(○寛永十七)之十二月江戸へ下り、間宮彦次郎様之御意を請、安藤彌兵衛

様、御訴訟申上候へは、前々の通ニ仕置可仕由御意被成御狀被下候ニ付而罷上、御手代川北久左エ門殿へ御狀上々度々御訴訟申上候へ共、于今御承引無御座候事

一洞村之義しほをやき渡世を送申候處ニ、彼山をかり不申候而へ、村中退紙カ仕候間、前々の通被仰付可被下候事  
右之條々双方被召出御尋被成可被下候、委細ハ口上ニ可申上候事

寛永拾八年

己ノ三月廿六日

薩田洞村

庄屋 新之丞黒印○

組頭 孫右エ門○

惣百姓○

御奉行所上

(裏書)

右表書之通、駿州蒲原領洞村より如此目安上候間、早ムシ罷下其斷可被申上候、以上

己(○寛永十八)六月ニ十八日

聞宮 彦次郎黒印○

一色 忠次○

八木間村

百姓中

(3) 原本

乍恐申上返答書

一駿州庵原郡八木間村之内薩埵山之儀、先規より八木間村一郷ニ而御座候、其證文證據御座候、高八百三十拾石余之内にて御座候、薩埵山ニ而、右之田畑やしない申草山にて御座候處ニ洞村より鹽燒木ニ刈申由、其證據御座有間敷候、洞村之儀者高七拾石余之所ニて山も御座候處ニ近年新林に仕立、唯今ニ至我等とも前々支配之薩埵山刈來候由、かたもなき偽申上候、御檢地之時も御案内八木間村より仕候ニ付、御水帳も八木間村ニ御座候、依之田畑山共ニ八木間村より前々しい仕候事

一廿八年己前寅年(○慶長十九)彦坂九兵衛様御代官所之時、洞村之者彼山へ入、柴草ぬすみ候所を見出しかまを取、其段九兵衛様へ申上候へハ、山之境御尋則御檢地水帳を御見分被成、如前々八木間村之山口<sup>ニカ</sup>被仰付候所ニ、唯今九兵衛様御證文御座候と申上候儀不審奉存候、其子細者大納言様御持之時興津之谷者川内殿御私領ニ而御座候、其時河内殿より先規之様子御尋被成、何れ之村々も山川之境前々通り仕候へと被仰付候間、御證文御座候ハ、其時其斷可被申ニ一言之儀前後無御座候事

一小林彦四郎様蒲原領御代官成候酉ノ年右之山へ洞村衆入柴草刈申ニ付八木間村より見出し不殘おさへ取申候、其時節彦五郎様郷廻ニ御出、洞村之者八木間村之者双方口御聞被成候ニ付、前々ノ様子八木間村より申上候へハ、其通ニ被成被仰置候、其時之様子、彦五郎様も能く御存知可被成候、去年(○寛永十七)八月洞村衆我等共山ニ前々無之新道を付、我か儘仕候、其上九月八日ニ草ぬすみ申ニ付かまを取申候、何時も見出候へハ、いつもかまを取柴草おさへ申

候、其時同十月洞村より安藤彌兵衛（○代官）へ書付を指上げ候、則彌兵衛様御手代川北久左エ門殿へ双方被召寄様  
子御尋候間、前々通申上候へ、重而彦次郎様御手代衆立合可被仰付候由御申候御事  
右之趣偽と被思召候へ、御檢使を被遣、其上隣郷近郷之者とも被召出、前々ノ様子被成御尋被仰付可被下候、以上

寛永拾八年

巳七月三日

八木間村

藤左エ門 ○  
多左エ門 ○  
清左エ門 ○  
善兵衛 ○  
次兵衛 ○  
惣百姓

御奉行様

(4) 原本

一筆申遣候、仍洞村八木間村野論之儀、様子相尋候處ニ、双方申分然と不聞届候間、薩田筋へ兩手代共壹人ツ、出合、  
隣郷近郷之百姓共召寄様子相尋、手形取可指越候、手形下書別紙ニ遣し申候、恐々謹言

間宮彦次 ○

七月十七日

一色忠次 ○

保科五左エ門殿 ○間宮手代

中村藤左エ門殿 //

上柳彦右エ門殿 //

黒川吉兵衛殿 ○一色手代

瀧川將監殿 //

楓塚主水殿 //

(5) 原本

洞村八木間村薩埵山論之儀ニ付様子御尋御座候間申上候事

一洞村衆薩埵山に入來り申候者不存候、山に入申候へハ、八木間村より洞村衆のかまを取申候由承候、以上

寛永拾八年

巳ノ七月廿四日

前々より薩埵山へ洞衆

入不申候へ共、去年山へ入、草

苅申候故、八木間村よりかまを取申候(○彦左エ門黒印)

薩埵村彦左衛門 ○

同所四郎左エ門 □

谷津村與兵衛 □

同所左次右エ門 ○



別筆 寛永十八年、三年

承應三年洞村ト山論ノ書付入

洞村と八木間村山論八ヶ村連判證文

書付三本、此節薩埵山八木間山ニ定り申候

(6) 原本

尙々飛脚之もの、兩村より可參由申候間、洞村八木間より兩人指越申候、以上

八木間村洞村野論之儀ニ付御連書奉得其意候

一御狀之通兩人(昨日カ(承元寺村))昨日正源寺村迄罷越、隣郷八ヶ村之もの共召寄御意之通相申聞有躰ニ前々覺のことく申上、其由を手形

可仕旨申渡候處ニ、御案書通ニハ近所百姓中間(中)にて不罷成候間、只今差上ヶ申ことくニ一札仕度と各八ヶ村庄屋百姓

共申躰ニ御座候、從江戸御案書通手形仕指上ヶ可申由拵へ申付候へ共、右之むねにて百姓中如此仕候間、則近郷百姓

手形指上ヶ申候、此外薩田村彦左エ門申上候ハ自余之村とハ相違仕候、是もことわり書爲致、名ノ下文言之所ニ判爲

仕進上申候、其御地より被下候御案書も返進仕候、恐惶謹言

黒河吉兵衛 ○一色手代

言信 花押

中村藤左エ門 ○間宮手代

嘉正 花押

七月廿六日



間宮彦次郎様

一色忠次郎様

人々御申上

(7) 写

乍恐以書付申上候

一洞村之儀者、從先規薩田山をかり鹽を燒すきあい致シ油比町へ助役仕、其上薩田道少之浪ニ而も損シ申候へハ、洞村之者共罷出作り申候、又興津川之川越をも仕候、殊ニ御急之御狀箱などニハ晝夜を不限如何様之大水ニ而も洞村之者共罷出川越仕候所ニ拾五ヶ年以前(○寛永十七)八木間村之間共大勢を催シ薩田山へ押入とめ申候ニ付御江戸へ罷越權現様御代之御證文を上ケ置申候へとも、于今薩田山かり申儀不罷成候故、次第ニ洞村草刈只今ニ罷成候へハ、別而退轉ニ及申候ニ付當月三日之日彼山へ參薪を取可申と存候得ハ、八木間村之者共大勢を催シ薩田山に押込かまを取、其上殊外ちやうちやく仕、手負なとも御座候、菟角洞村之儀は御役儀可仕様無御座候間、前々權現様御代彦坂九兵衛様御仕置之通薩田山をかり鹽を燒すきあい仕、薩田坂興津川兩方せつ所之御用ニ立申候様ニ被仰付可被下候、御意所仰候

承應三年

薩田ノ洞村

午二月六日

新之丞  
惣百姓

御奉行様 ○駿府

(8) 控

乍恐申上候事

一駿州庵原郡八木間村之内薩田山ハ先規より八木間村八百石余之田地をやしない申草山ニ而御座候處ニ、洞村之者共、鹽焼木ニ刈申度とて色々偽を申上候、則御檢地水帳拙者手前ニ持來御年貢御役等相勤申候、洞村ハ高七拾石余之所ニ而御座候、八木間村と洞村之山堺明鏡ニ御座候(處ニ、八木間山之參候而我まゝ仕候間、おさへ置申)事

一拾四年以前之巳之年右之山を刈申度候とて洞村之者共、御江戸へ罷下御訴訟申上候得共、拙者共被召寄、双方御僉議之上、一色忠次郎様間宮彦二郎様御兩判之御狀を駿府と蒲原兩所之御手代六人に被遣候へハ、則忠次郎様御手代黒川吉兵衛殿、彦次郎様御手代中村藤左衛門殿此兩人之衆、承元寺村に御立合隣郷八ヶ村を被召寄様子御尋證文を御取被成候、右八ヶ村之内六ヶ村ハ忠次郎様御代官所、二ヶ村ハ駿府領と清見寺之寺領にて御座候事、黒川吉兵衛殿中村藤左衛門殿被召出御尋被成可被下候事

一拾三年以前午ノ年(○寛永十九)三月廿六日ニ一色忠次郎様、間宮彦次郎様薩田山之御立合御見分被成、前々之ことく八木間山ニ被仰付相濟申候、其以後證據ニ仕候得と被仰、忠二郎様、彦次郎様御兩判之御狀、同御手代(衆之御返狀並)右隣郷八ヶ村之者仕上ケ申候證文共ニ八木間村に被下置、于今我々共手前ニ持罷在候事

一當二月六日ニ洞村之者共駿府御奉行所に指上ケ申書付ニハ彼山ニ而拾五年此かた草刈不申候由申上候處に、今度忠次郎様より御勘定所へ御上げ被成候御覺書には拾四年以前(○寛永十八)以前に山を入相ニ被仰付候由、洞村之者共申

分と八相違申候、彦次郎様御死去被成候故、左様ニ被仰上候哉、彦次郎様御手代保科五左エ門殿柳中村藤左エ門殿、上彦七エ門殿、右之衆被爲御召尋可被下候事

一彦坂九兵衛様御代官之時四拾一年以前（○慶長十九）ニ右之山を洞村之者盗刈申候所を見出し申、鎌を取申候へハ、洞村之もの共、九兵衛様ニ此段申上候ニ付而、我等共を被召寄前々ノ様子御尋被成候故、則御檢地水帳並横田内膳正殿御仕置之書付を差上テ申候へハ、御披見被成八木間山ニ紛無御座候と被仰付候御事

右之趣被爲聞召分御下知奉仰候

承應三年

八木間村

年七月廿二日

庄屋	太郎	右エ門
組頭	清左	エ門
同	角左	エ門
同	五左	エ門
同	庄兵衛	

御奉行所様

(9)写

指上申手形之事

一我等薩田山を洞村より理不盡成義申掛候付而、庄屋、組頭衆、駿府之義者不申及、江戸迄度々御下候而、此薩田山ハ

前々より八木間山ニ紛無御座通御訴訟被申上候へ、御公儀様被爲聞召分、如先規、彌八木間山に被仰付候、惣而此山ハ私とも一同之草かり山ニテ御座候間、向後八木間山分ニテハ各々に無斷我まゝにはやしなと仕者御座候へ、たとへ親子よしみたりと云とも、少もゑこなく在所を拂可申候、其時一言成とも互に申分有御座間敷候

一右御訴訟之内、誰ニ而も庄屋殿に被相添埒明申者無御座候様始中終各々御情之程難忘存候、自今以後各々少も惣百姓御無沙汰申間敷候

一今度之義ハ不及申、何角庄屋殿御恩せうの義共難忘存候、何ニても御役等之儀者不及申、自今以後少も御無沙汰仕間敷候、如先規之日手間之義、毎年五月之かり急ぎ、惣百姓無高下、三駄ツゝかり候て可進候、田植之儀ハおもひくゝに可參候、麥まきの義ハ埒明不申候内は、無高下御見舞可申、右之分ニ自然我まゝ申者候者、其組へ可被仰付候、爲後日之惣百姓連判仕者也、仍如件

承應四年未ノ三月廿二日

八木間村

惣 百 姓 判

庄屋

太郎 右エ門 殿

組頭

清左エ門 殿

同

角左エ門 殿 參

包紙(別筆)

承應四年薩埵山山論一件勝候に付、爲禮小前百姓より刈敷草植付、麥蒨共手傳可申一札

太郎右エ門、清左エ門、角左エ門 各宛

嘉永五子年迄 百五十八年

(10) 原本

追而爲披見訟へ之證文寫候而指遣候、彌被致穿鑿度候、次兩人一度ニ被參見分難成候者、重而此返事に委細可被申越候、以上

一筆申候、然者駿州八木間村と同國洞村山論之義去年(○承應三)爰許ニ而目安上候ニ付、於其元穿鑿之上相濟儀ニ候ハ、落着被申付候様ニと書狀相認差越候故、様子被相尋、洞村より差上候目安面を以被申付之段尤候、就夫洞村之者今度達而訴訟申候へ、彼山之義從先規之證文なとも有之而、入來候事無紛候へ共、十五年巳前(○寛永十八)ニも八木間村と洞村右之山論申出候刻、間宮彦次郎、一色忠次郎立合見分之上、跡々之通彌入相ニ申付候ニ付、去々年(○承應二)迄も慥ニ入來候處ニ、去年目安書あやまり候由申候、其方なと一往被申付候義ニ候得共、目安書あやまり候事無紛候得者、不便ニ候間、乍太儀彼論所被致見分、先年之様子をも猶々僉議候而、入相實正ニ候ハ、其通被申付尤候、目安あやまりも無之ニ理不盡成義申候得者、重々不届候間、重而穿鑿之趣具ニ可被申越候、恐々謹言

村次左エ門

(明曆元)

吉□花押

六月廿六日

(二九二) 一四六

曾源左エ門

吉次 //

伊 藏人

勝長カ //

石 將監

貞口 //

神備前守

元口 //

松出雲守

勝隆 //

安右京進

重口 //

○連署人の名乗は文字カスレにて不明

神保三郎兵衛殿 ○駿府奉行

三宅太兵衛殿 ○同上

(11) 原本(訂正あり)

乍恐返答書ヲ以申上テ候

一さつ田山之儀先年より高八百石之田地をやしない申草山にて御座候、御檢地水帳並横田内膳正様御仕置之御墨付拙者  
彦手前ニ持申候處ニ、洞村之者共鹽やき木ニかり申度と偽りを申、拾六年以前巳ノ年（○寛永十八）當御地に罷下り  
共坂九兵衛様御手代衆御狀之由、其を證文之様に申上ケ、拙者共當御地に被召寄、同七月十七日ニ双方御尋之上、一  
色忠次郎様、間宮彦二郎様へ御さはき之儀被仰付候ニ付而、御兩殿より近郷八ヶ村之者共ニ先規之様子御尋一札ヲ御  
取被成、其上拾五年以前午（○寛永十九）ノ三月廿六日ニ忠次郎様ヨコニ別筆カキ入（彦次郎様）薩田山に御立合被成、御僉議之上、  
先規之通拙者共山ニ被仰付、御さはき相濟申、證據ニ仕候へと御意被成、御證文拙者共ニ被下候、彦次郎様御死去以  
後、又候や、駿府御奉行神保三郎兵衛様三宅太兵衛様は洞村之者共御訴訟申ニ付、則忠二郎様御手代衆駿府に御出合  
御證文並双方書付之おもて御吟味被成、彌前々の通ニ被仰付候へハ、又（書付ヲ仕直シ）カキ入ムシ（右之御口□を書直シ）偽  
り申、去年（○承應四）去々年（○承應三）兩度當御地に罷下、拙者共も、兩年被召寄（度々いつわりを申）何共迷  
惑仕候間、御仕置奉仰候、以上

明應貳年

申四月九日

八木間村庄屋

太郎右エ門 ○黒印

惣 百 姓

御奉行様

(12) 控

指上ケ申手形之事

静岡縣下の一庶民史料（武田勝藏）

(二九三) 一四七

一駿州八木間村と洞村山論之儀ニ權現様御代ハ不及申、いつれ之御代ニも薩田山、洞村之者と入相ニ木草からせ候儀、終ニ無御座候、八木間村斗ニ而苻申候、若偽申上候ハ、御穿鑿之上急度於其所はり付ニ可被仰付候、其時一言之御佗言申上間敷候、爲後日一札指上ケ申候、仍而如件

明應貳年申ノ壬四月九日

駿州八木間村

御奉行所

(13) 原本

指上ケ申手形之事

一駿州洞村と八木間村山論之儀、權現様御代之儀ハ不及申、いつれの御代ニも薩田山入相ニ木草苻申候義紛無御座候、度々公事仕候ニも入相ニ苻申候證據多御座候、若偽申上候者ハ御穿鑿之上急度於其所はり付に可被仰付候、其時一言之御詫言申上間敷候、爲後日之一札指上ケ申候、仍如件

明曆二年申ノ壬四月十二日

駿州一洞村

名主

新之丞墨印

頭百姓

太郎右エ門〇

多左エ門〇

御奉行所様



(裏書) 別筆

右表書之通無御座、籬舍御赦免被遊、手形ハ此方へ被下候

(14) 原本

八木間村之百姓共罷上候間申入候、八木間村と洞村山論之儀一昨四日之大寄合ニ双方百姓御呼出し、去ル巳ノ年(○承應二) 貴様拙者於駿府申付候通、薩田山之論所八木間村山ニ相極候間、洞村自今以後山入仕間敷旨、松伊豆守殿被仰付候、四年以前洞村差上候目安ニ十五年山入不仕悉恐之由書上候文言と、又先年(○寛永十九) 間宮彦次一色忠次、近邊八ヶ村之庄屋五人組ニ被申付帳手形ニ八木間山ニ相極申候と書上候、此兩様ニ而、彌八木間山ニ御極被仰付候、同座ニ松平雲州、片桐石州、兼松下總、神尾備前、伊丹織人、曾根源、此衆中御入候、伊豆守殿被仰渡候以後者、曾源左被申付候、左様ニ御心得可被成候、委細者八木間村庄屋可申候、恐惶謹言

六月六日

神保三郎兵衛

○駿府奉行

三宅太兵衛様

長之花押

人々御中

(15) 原本

御法度被仰出條々事

一當所免合之儀、今度御檢地帳面を以、毛付ニ六ツ半可出候、若、大日損大風雨にて作毛、以外相違之年ハ、所之領主と立合、檢見を請、石詰三分一百姓可取事

静岡縣下の一庶民史料(武田勝藏)

(二九五) 一四九

一夫役之儀ハ、高千石ニ付、可爲三人候、但、百姓無之在所ハ、千石ニ付三拾石宛可出候、少知之給人衆ヘハ高百石ニ付三石宛爲夫米可遣置候、右御定之通夫役相勤候者、別ニ人足被遣儀有ましき事

一所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百姓等、奉公人ニ出候事、其村之儀ハ不申及、隣家之者迄可有御成敗候、並御代官衆、御給人衆にても小者之可仕役儀ニ百姓を遣候ハんと申候共、一切同心ましく候、次ニ他郷と申分ハ勿論、縦同百姓と喧嘩口論之出入有之共、所之代官領主ヘ不申聞、郡奉行ヘ互指上、理非之穿鑿可相究候、萬一奉行不及分別儀候者、從郡奉行公儀ヘ可指上候旨被仰出候、又、升之儀ハ、斗升ニ相定候、とかきは四寸五寸廻之竹を以、百姓面々計可相渡候、無御判斗升にて取引一切御法度候、其上、口米、石ニ付貳升宛有之上ハ俵をも能ふるひ、筵にも不付候様ニ可仕候、次ニ今度御帳面ニ有之出作田畑等、領主ヘ指上候儀、堅御法度候、若、其者死失候跡之田畑をハ、其むらの者として可作事

一年貢等相濟後、諸給人衆、在郷ニ居住、其上手作仕候事有之ハ、則可申上候、爲其村不申上、從餘之村相聞候者、其村可爲曲事候、又繩之内ニ有之諸木之分御代官、給人、郡奉行自然可取と申候共、出ましく候、但、密柑之木、油之木ハ步數を引、繩之外ニ御算用之上ハ、公方物之儀ニ候、其内を以、三分二上、相殘ハ木主ニ遣候間、木之修理等能可仕候、次、やしき廻之土居、竹木、野山、井溝、堀河、道以下、繩之外上ハ、給人衆之儀ハ不申及、百姓等其かまひ有ましく候、然上ハ郡奉行可任下知事、付、米と大豆之わりハ、府中町之賣買次を以、可算用候、賣買次にもはつれ、やすく可取と申衆中於有之ハ、百姓面々代かへ米を以可相濟事

一御藏入之所、人足役者、然々無之間、給衆方とハ、毎年一損上りにて候、何篇御藏入之守仕置、諸給人方ヘハ一損宛

下可出候、諸色御置目通相濟、其上給人衆我百姓と云、非分申懸儀ハ勿論、縱如何躰之科有之共、爲私成敗之儀、是又、堅御法度ニ候、曲事眼前之儀者、則搦捕、郡奉行ニ渡、理非之有糺明、其上從公方可被仰付候、若、背御置目、成敗申衆中於有之ハ、則、所之小百姓迄一同ニ不殘直訴可申上事  
右之通堅可申聞之旨、就御意如此候也

慶長四 己亥 年九月吉日

内 膳

正 花押、朱印、

庵原郡

右ノ中ノ在所

八木間内薩埵村

悉百姓中

(○以上、原文のまま)